



宮 崎 県 公 報

平成27年12月10日 (木曜日) 第 2750 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の名称の変更…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 4	

○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 5
○指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止…………… (“) 5
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 5
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 5
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 5
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 6
○土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …………… (砂防課) 6
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) …………… (“) 10
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 13

公 告

○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定…………… (建築住宅課) 13
○入院公告…………… 13

告 示

宮崎県告示第 747号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
五ヶ瀬町歯科診療所	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 5	平成27年11月17日
日本調剤串間薬局	串間市大字西方唐人町 9365- 1	平成27年11月 2 日
妻ヶ丘薬局	都城市妻ヶ丘町18-11	平成27年11月 1 日
アイン薬局こばやし中央店	小林市細野 160番地 5	平成27年11月 1 日
医療法人愛生堂 坂田病院	児湯郡高鍋町大字上江 8108番地	平成27年11月 1 日
訪問看護ステーションLife	児湯郡木城町大字椎木字出店4161番地	平成27年10月 9 日

宮崎県告示第 748号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
五ヶ瀬町歯科診療所	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2110番地	平成27年11月16日
坂田病院	児湯郡高鍋町大字上江 8108番地	平成27年11月 1 日
ひなた薬局	串間市大字西方唐人町 9365番地 1	平成27年10月31日
株式会社アインファーマシーズ アイン薬局こばやし中央店	小林市細野 160番地 5	平成27年10月31日
ハラダ調剤薬局 細島店	日向市大字日知屋字古田町12番地 2	平成27年10月21日
山下医院	北諸県郡三股町大字樺山4672番地 5	平成27年10月12日

宮崎県告示第 749号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第

14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社に しめら調剤 薬局	児湯郡西米 良村大字村 所65番地 1	前田町 椎 の木薬局	都城市前田 町 6 - 19	平成27年 11月 1 日
心愛株式会 社	日向市亀崎 西 2 丁目 1 57番地	大王谷スカ イホーム	日向市亀崎 西 2 丁目 1 57番地	平成27年 11月 1 日
社会福祉法 人 豊の里	都城市米町 22号 5 番地 1	地域密着型 介護老人福 祉施設 豊 明苑	都城市葦原 町1846番地 1	平成27年 11月 1 日

宮崎県告示第 750号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 なかごう	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 ショート ステイセ ンターな かごう	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 ショート ステイセ ンターな かごう	都城市豊満町2647 番地

社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 なかごう ハーモニ ー	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 デイサー ビスセン ターなか ごう	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターなか ごう	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問入浴 介護セン ターなか ごう	都城市豊満町2647 番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 デイサー ビスセン ターふる さと	都城市豊満町2642 番地 1
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターふる さと	都城市豊満町2642 番地 1
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 デイサー ビスセン ターかみ ながえ	都城市上長飯町51 11番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターかみ ながえ	都城市上長飯町51 11番地
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問介護 センター かみなが	都城市上長飯町51 11番地

		え		居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
				変 更 前	変 更 後	
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問介護 予防セン ターかみ ながえ	都城市上長飯町51 11番地	特別養護老人ホーム中郷 園	星空の都なかごう	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問入浴 介護セン ターかみ ながえ	都城市上長飯町51 11番地	特別養護老人ホーム中郷 園	星空の都ショートステイ センターなかごう	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問介護 センター みまた	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	特別養護老人ホーム中郷 園南館	星空の都なかごうハーモ ニー	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 訪問介護 予防セン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	中郷園通所介護事業所	星空の都デイサービスセ ンターなかごう	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	中郷園通所介護事業所	星空の都介護予防デイサ ービスセンターなかごう	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	中郷園訪問入浴介護サー ビスセンター	星空の都訪問入浴介護セ ンターなかごう	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	デイサービスセンターふ るさと	星空の都デイサービスセ ンターふるさと	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	デイサービスセンターふ るさと	星空の都介護予防デイサ ービスセンターふるさと	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	さざんか苑	星空の都デイサービスセ ンターかみながえ	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 介護予防 デイサー ビスセン ターみま た	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	さざんか苑	星空の都介護予防デイサ ービスセンターかみなが え	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 ショート ステイセ ンターみ また	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	さざんか苑	星空の都訪問介護センタ ーかみながえ	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 みまた	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	さざんか苑	星空の都訪問介護予防セ ンターかみながえ	平成27年 10月1日
社会福祉 法人常緑 会	都城市豊満町2647 番地	星空の都 みまたハ ーモニー	北諸県郡三股町大 字長田1266番地 1	さざんか苑	星空の都訪問入浴介護セ ンターかみながえ	平成27年 10月1日
				三光苑ヘルパーセンター	星空の都訪問介護センタ ーみまた	平成27年 10月1日
				三光苑ヘルパーセンター	星空の都訪問介護予防セ ンターみまた	平成27年 10月1日

2 届出事項

三光苑デイサービスセンター	星空の都介護予防デイサービスセンターみまた	平成27年10月1日
三光苑デイサービスセンター	星空の都デイサービスセンターみまた	平成27年10月1日
特別養護老人ホーム三光苑	星空の都ショートステイセンターみまた	平成27年10月1日
特別養護老人ホーム三光苑	星空の都みまた	平成27年10月1日
特別養護老人ホーム三光苑さつき	星空の都みまたハーモニー	平成27年10月1日

宮崎県告示第 751号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社介護とりハビリのエンゼル	児湯郡川南町大字川南 12714-13	デイサービスエンゼルたかなべ	児湯郡高鍋町大字持田1741-3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町大字北高鍋2525番地	児湯郡高鍋町大字持田1741-3	平成27年6月1日

宮崎県告示第 752号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	星空の都居宅介護支援センターなかごう	都城市豊満町2647番地
社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	星空の都居宅介護支援センターかみながえ	都城市上長飯町5111番地
社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	星空の都居宅介護支援センターみまた	北諸県郡三股町大字長田1266番地 1

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
中郷園居宅介護支援事業所	星空の都居宅介護支援センターなかごう	平成27年10月1日
さざんか苑	星空の都居宅介護支援センターかみながえ	平成27年10月1日
三股町北部在宅介護支援センター	星空の都居宅介護支援センターみまた	平成27年10月1日

宮崎県告示第 753号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目 4 番30	アイン薬局こばやし中央店	小林市細野160番地 5	平成27年10月31日

号					宮崎県告示第 754号 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。 平成27年12月10日 宮崎県知事 河野俊嗣
特定非営利活動法人さざんか園	児湯郡川南町大字川南23167番地19	グループホームさざんか園	児湯郡川南町大字川南23167番地19	平成27年9月16日	

登録番号	事業所		登録特定行為事業者		登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
451000161	希望山荘	宮崎市郡司分乙1590番1	社会福祉法人春生会	宮崎市本郷南方5番地	平成27年11月1日
451000162	希望楽苑	宮崎市郡司分乙1590番1	社会福祉法人春生会	宮崎市本郷南方5番地	平成27年11月1日

宮崎県告示第 755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		効力停止の内容	効力停止の期間	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地			
4572100891	いきいき会居宅介護支援事業所	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎四丁目48番地	特定非営利活動法人いきいき会	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎四丁目48番地	6か月の新規利用受入停止及び6か月の居宅介護サービス計画費の請求上限7割	平成28年1月1日から平成28年6月30日まで	居宅介護支援

宮崎県告示第 756号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
妻ヶ丘薬局	都城市	薬局	平成27年12月1日

宮崎県告示第 757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字鍵山3094-13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字鍵山3094-13（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月10日から平成27年12月24日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字堂尻	旧	4.7～ 8.2	48.8
			5777番1地 先から同郡 同村同大字 字矢村5956 番1地先ま で	新	5.6～ 19.6	

宮崎県告示第 759号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月10日から平成27年12月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎屋 平 655番 5	旧	4.4～ 6.4	36.6
			地先から同 郡同町同大 字同字 655 番 1 地先ま で	新	5.0～ 8.9	

宮崎県告示第 760号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月10日から平成27年12月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字川田2130 番地先から 同郡同町同	旧	7.4～ 21.5	333.4
				新	15.9～ 24.0	

大字字馬場
原2032番 1
地先まで

宮崎県告示第 761号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年12月10日から平成27年12月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市大字 跡江字城ノ 下2239番 1 地先から同 市同大字字 無田ノ上24 91番 6 地先 まで	平成27年12月10日

宮崎県告示第 762号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年12月10日から平成27年12月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎屋 平 655番 5 地先から同 郡同町同大 字同字 655 番 1 地先ま で	平成27年12月10日

宮崎県告示第 763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	
高千穂町	上小屋川	11-441-1-028	土石流	
	薄霧畑川	11-441-1-029	土石流	
	流井平川	11-441-1-030	土石流	
	宮野平川	11-441-1-031	土石流	
	井貫平川2	11-441-2-022	土石流	
	井貫平川2 -新①	11-441-2-022 -新①	土石流	
	井貫平川1	11-441-2-023	土石流	
	日之影町	末市川	11-442-2-025	土石流
高千穂町	迎町	I-1-1792	急傾斜地の崩壊	
	田原-2	I-1-3746	急傾斜地の崩壊	
	栃屋	II-1-2253	急傾斜地の崩壊	
	栃屋-1	II-1-7956	急傾斜地の崩壊	
	松の下	I-1-1799	急傾斜地の崩壊	
	鳥越	I-1-1822	急傾斜地の崩壊	
	黒口	I-1-2255	急傾斜地の崩壊	
	松ノ廻平-1	II-1-8002	急傾斜地の崩壊	
	松ノ廻平-2	II-1-8016	急傾斜地の崩壊	
	広福	I-1-1794	急傾斜地の崩壊	
	釜石	I-1-1795	急傾斜地の崩壊	
	釜石-新①	I-1-1795-新①	急傾斜地の崩壊	
	田原-1	I-1-3745	急傾斜地の崩壊	
	梶原	II-1-7996	急傾斜地の崩壊	
	梶原-新①	II-1-7996-新①	急傾斜地の崩壊	
	中	原	II-1-1797	急傾斜地の崩壊
		山室	II-1-7962	急傾斜地の崩壊
		橋詰	II-1-7963	急傾斜地の崩壊
		橋詰-新①	II-1-7963-新①	急傾斜地の崩壊
		大郎-3	II-1-7966	急傾斜地の崩壊
大郎-5		II-1-7968	急傾斜地の崩壊	
宮ノ平-1		II-1-7969	急傾斜地の崩壊	
宮ノ平-2		II-1-7970	急傾斜地の崩壊	
流井平		II-1-7997	急傾斜地の崩壊	
上愛宕平-1		II-1-7998	急傾斜地の崩壊	
上愛宕平-2		II-1-7999	急傾斜地の崩壊	
今狩平-1		II-1-8000	急傾斜地の崩壊	
今狩平-2		II-1-8001	急傾斜地の崩壊	
日之影町		末市(2)	I-1-1918	急傾斜地の崩壊
	末市-1	II-1-8219	急傾斜地の崩壊	
	末市-2	II-1-8220	急傾斜地の崩壊	
	末市-3	II-1-8221	急傾斜地の崩壊	
	末市-4	II-1-8222	急傾斜地の崩壊	
	末市-5	II-1-8223	急傾斜地の崩壊	
	鶴の平	I-1-1923	急傾斜地の崩壊	
	高松	I-1-1926	急傾斜地の崩壊	
	高松-1	I-1-3785	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西都市	片内谷	07-208-1-017	土石流
	元村	07-208-1-019	土石流
	神倉谷	07-208-1-021	土石流
	長谷場谷	07-208-1-022	土石流
	長谷場谷- 新①	07-208-1-022- 新①	土石流
	吐合	07-208-1-024	土石流
	征矢抜	07-208-2-035	土石流
	牛道谷	07-208-2-036	土石流
	古穴手谷	07-208-2-037	土石流
	神ノ平谷	07-208-2-038	土石流
	河の口	07-208-2-039	土石流
	市木浦谷	07-208-2-040	土石流
	上鶴谷	07-208-2-045	土石流
	中入	07-208-2-046	土石流
	長谷場(1)	07-208-2-047	土石流
	十五番	07-208-2-050	土石流
	岩井谷	07-208-2-052	土石流
	岩井谷(1)	07-208-2-053	土石流
	岩井谷(2)	07-208-2-054	土石流
	八重	I-1-1036	急傾斜地の崩壊
八重-新①	I-1-1036-新①	急傾斜地の崩壊	

八重-新②	I-1-1036-新②	急傾斜地の崩壊
下村	I-1-1037	急傾斜地の崩壊
下村-新①	I-1-1037-新①	急傾斜地の崩壊
下村-新②	I-1-1037-新②	急傾斜地の崩壊
上揚	I-1-1039	急傾斜地の崩壊
征矢抜	I-1-1040	急傾斜地の崩壊
征矢抜-新①	I-1-1040-新①	急傾斜地の崩壊
征矢抜-新②	I-1-1040-新②	急傾斜地の崩壊
罎(銀鏡)	I-1-3372	急傾斜地の崩壊
柳-1	I-1-3373	急傾斜地の崩壊
古仏所	I-1-3380	急傾斜地の崩壊
古仏所-新①	I-1-3380-新①	急傾斜地の崩壊
古仏所-新②	I-1-3380-新②	急傾斜地の崩壊
古仏所-新③	I-1-3380-新③	急傾斜地の崩壊
古仏所-新④	I-1-3380-新④	急傾斜地の崩壊
古仏所-新⑤	I-1-3380-新⑤	急傾斜地の崩壊
古仏所-新⑥	I-1-3380-新⑥	急傾斜地の崩壊
古仏所-新⑦	I-1-3380-新⑦	急傾斜地の崩壊
古仏所-新⑧	I-1-3380-新⑧	急傾斜地の崩壊
古仏所-新⑨	I-1-3380-新⑨	急傾斜地の崩壊
河之口-1	II-1-5932	急傾斜地の崩壊
河之口-2	II-1-5933	急傾斜地の崩壊

横平 - 1	Ⅱ - 1 - 5934	急傾斜地の崩壊	尾 吐	Ⅱ - 1 - 5983	急傾斜地の崩壊
征矢抜 - 1	Ⅱ - 1 - 5935	急傾斜地の崩壊	尾吐 - 新①	Ⅱ - 1 - 5983 - 新①	急傾斜地の崩壊
征矢抜 - 2	Ⅱ - 1 - 5936	急傾斜地の崩壊	尾吐 - 新②	Ⅱ - 1 - 5983 - 新②	急傾斜地の崩壊
茗荷原 - 1	Ⅱ - 1 - 5937	急傾斜地の崩壊	河之口 - 4	Ⅱ - 1 - 5984	急傾斜地の崩壊
登内 - 1	Ⅱ - 1 - 5938	急傾斜地の崩壊	登内 - 4	Ⅱ - 1 - 5985	急傾斜地の崩壊
登内 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 5938 - 新①	急傾斜地の崩壊	登内 - 5	Ⅱ - 1 - 5986	急傾斜地の崩壊
登内 - 2	Ⅱ - 1 - 5939	急傾斜地の崩壊	茗荷原 - 2	Ⅱ - 1 - 5987	急傾斜地の崩壊
登内 - 3	Ⅱ - 1 - 5940	急傾斜地の崩壊	茗荷原 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5987 - 新①	急傾斜地の崩壊
栗田 - 2	Ⅱ - 1 - 5942	急傾斜地の崩壊	尾 八 重	Ⅱ - 1 - 5988	急傾斜地の崩壊
栗田 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5942 - 新①	急傾斜地の崩壊	柳 - 2	Ⅱ - 1 - 5990	急傾斜地の崩壊
上 鶴	Ⅱ - 1 - 5943	急傾斜地の崩壊	柳 - 3	Ⅱ - 1 - 5991	急傾斜地の崩壊
上鶴 - 新①	Ⅱ - 1 - 5943 - 新①	急傾斜地の崩壊	古 野 南	Ⅱ - 1 - 5993	急傾斜地の崩壊
中入 - 新①	Ⅱ - 1 - 5944 - 新①	急傾斜地の崩壊	古 野	Ⅱ - 1 - 5994	急傾斜地の崩壊
中入 - 新②	Ⅱ - 1 - 5944 - 新②	急傾斜地の崩壊	中 野	Ⅱ - 1 - 5995	急傾斜地の崩壊
中入 - 新③	Ⅱ - 1 - 5944 - 新③	急傾斜地の崩壊	小 椎 葉	Ⅱ - 1 - 5996	急傾斜地の崩壊
打 越	Ⅱ - 1 - 5948	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1	Ⅱ - 1 - 5997	急傾斜地の崩壊
横平 - 2	Ⅱ - 1 - 5979	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 5997 - 新①	急傾斜地の崩壊
横平 - 3	Ⅱ - 1 - 5980	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1 - 新②	Ⅱ - 1 - 5997 - 新②	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3	Ⅱ - 1 - 5981	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2	Ⅱ - 1 - 5998	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 5981 - 新①	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5998 - 新①	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新②	Ⅱ - 1 - 5981 - 新②	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新②	Ⅱ - 1 - 5998 - 新②	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新③	Ⅱ - 1 - 5981 - 新③	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新③	Ⅱ - 1 - 5998 - 新③	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新④	Ⅱ - 1 - 5981 - 新④	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新④	Ⅱ - 1 - 5998 - 新④	急傾斜地の崩壊
横平 - 4	Ⅱ - 1 - 5982	急傾斜地の崩壊			

柏 葉	II - 1 - 5999	急傾斜地の崩壊
岩井谷 (尾八重)	II - 1 - 6000	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
高千穂町	薄霧畑川	11-441-1-029	土石流	
	宮野平川	11-441-1-031	土石流	
	井貫平川2	11-441-2-022	土石流	
	井貫平川1	11-441-2-023	土石流	
日之影町	末市川	11-442-2-025	土石流	
高千穂町	迎町	I-1-1792	急傾斜地の崩壊	
	田原-2	I-1-3746	急傾斜地の崩壊	
	栃屋	II-1-2253	急傾斜地の崩壊	
	栃屋-1	II-1-7956	急傾斜地の崩壊	
	松の下	I-1-1799	急傾斜地の崩壊	
	鳥越	I-1-1822	急傾斜地の崩壊	
	黒口	I-1-2255	急傾斜地の崩壊	
	松ノ廻平-1	II-1-8002	急傾斜地の崩壊	
	松ノ廻平-2	II-1-8016	急傾斜地の崩壊	
	広福	I-1-1794	急傾斜地の崩壊	
	釜石	I-1-1795	急傾斜地の崩壊	

釜石-新①	I-1-1795-新①	急傾斜地の崩壊	
田原-1	I-1-3745	急傾斜地の崩壊	
梶原	II-1-7996	急傾斜地の崩壊	
梶原-新①	II-1-7996-新①	急傾斜地の崩壊	
中原	II-1-1797	急傾斜地の崩壊	
山室	II-1-7962	急傾斜地の崩壊	
橋詰	II-1-7963	急傾斜地の崩壊	
橋詰-新①	II-1-7963-新①	急傾斜地の崩壊	
大郎-3	II-1-7966	急傾斜地の崩壊	
大郎-5	II-1-7968	急傾斜地の崩壊	
宮ノ平-1	II-1-7969	急傾斜地の崩壊	
宮ノ平-2	II-1-7970	急傾斜地の崩壊	
流井平	II-1-7997	急傾斜地の崩壊	
上愛宕平-1	II-1-7998	急傾斜地の崩壊	
上愛宕平-2	II-1-7999	急傾斜地の崩壊	
今狩平-1	II-1-8000	急傾斜地の崩壊	
今狩平-2	II-1-8001	急傾斜地の崩壊	
日之影町	末市(2)	I-1-1918	急傾斜地の崩壊
	末市-1	II-1-8219	急傾斜地の崩壊
	末市-2	II-1-8220	急傾斜地の崩壊
	末市-3	II-1-8221	急傾斜地の崩壊
	末市-4	II-1-8222	急傾斜地の崩壊
	末市-5	II-1-8223	急傾斜地の崩壊
	鶴の平	I-1-1923	急傾斜地の崩壊
	高松	I-1-1926	急傾斜地の崩壊
	高松-1	I-1-3785	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西 都 市	片 内 谷	07- 208- 1 - 017	土 石 流
	元 村	07- 208- 1 - 019	土 石 流
	長 谷 場 谷	07- 208- 1 - 022	土 石 流
	長谷場谷-新①	07- 208- 1 - 022-新①	土 石 流
	吐 合	07- 208- 1 - 024	土 石 流
	征 矢 抜	07- 208- 2 - 035	土 石 流
	牛 道 谷	07- 208- 2 - 036	土 石 流
	河 の 口	07- 208- 2 - 039	土 石 流
	上 鶴 谷	07- 208- 2 - 045	土 石 流
	中 入	07- 208- 2 - 046	土 石 流
	長谷場（1）	07- 208- 2 - 047	土 石 流
	十 五 番	07- 208- 2 - 050	土 石 流
	岩井谷（1）	07- 208- 2 - 053	土 石 流
	岩井谷（2）	07- 208- 2 - 054	土 石 流
	八 重	I - 1 - 1036	急傾斜地の崩壊
	八重-新①	I - 1 - 1036-新①	急傾斜地の崩壊
	八重-新②	I - 1 - 1036-新②	急傾斜地の崩壊
	下 村	I - 1 - 1037	急傾斜地の崩壊
	下村-新①	I - 1 - 1037-新①	急傾斜地の崩壊
	下村-新②	I - 1 - 1037-新②	急傾斜地の崩壊
上 揚	I - 1 - 1039	急傾斜地の崩壊	
征 矢 抜	I - 1 - 1040	急傾斜地の崩壊	
征矢抜-新①	I - 1 - 1040-新①	急傾斜地の崩壊	
征矢抜-新②	I - 1 - 1040-新②	急傾斜地の崩壊	
囲（銀鏡）	I - 1 - 3372	急傾斜地の崩壊	
柳 - 1	I - 1 - 3373	急傾斜地の崩壊	
古 仏 所	I - 1 - 3380	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新①	I - 1 - 3380-新①	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新②	I - 1 - 3380-新②	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新③	I - 1 - 3380-新③	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新④	I - 1 - 3380-新④	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新⑤	I - 1 - 3380-新⑤	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新⑥	I - 1 - 3380-新⑥	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新⑦	I - 1 - 3380-新⑦	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新⑧	I - 1 - 3380-新⑧	急傾斜地の崩壊	
古仏所-新⑨	I - 1 - 3380-新⑨	急傾斜地の崩壊	
河之口-1	II - 1 - 5932	急傾斜地の崩壊	
河之口-2	II - 1 - 5933	急傾斜地の崩壊	
横 平 - 1	II - 1 - 5934	急傾斜地の崩壊	

征矢抜 - 1	II - 1 - 5935	急傾斜地の崩壊	尾吐 - 新①	II - 1 - 5983 - 新①	急傾斜地の崩壊
征矢抜 - 2	II - 1 - 5936	急傾斜地の崩壊	尾吐 - 新②	II - 1 - 5983 - 新②	急傾斜地の崩壊
茗荷原 - 1	II - 1 - 5937	急傾斜地の崩壊	河之口 - 4	II - 1 - 5984	急傾斜地の崩壊
登内 - 1	II - 1 - 5938	急傾斜地の崩壊	登内 - 4	II - 1 - 5985	急傾斜地の崩壊
登内 - 1 - 新①	II - 1 - 5938 - 新①	急傾斜地の崩壊	登内 - 5	II - 1 - 5986	急傾斜地の崩壊
登内 - 2	II - 1 - 5939	急傾斜地の崩壊	茗荷原 - 2	II - 1 - 5987	急傾斜地の崩壊
登内 - 3	II - 1 - 5940	急傾斜地の崩壊	茗荷原 - 2 - 新①	II - 1 - 5987 - 新①	急傾斜地の崩壊
栗田 - 2	II - 1 - 5942	急傾斜地の崩壊	尾 八 重	II - 1 - 5988	急傾斜地の崩壊
栗田 - 2 - 新①	II - 1 - 5942 - 新①	急傾斜地の崩壊	柳 - 2	II - 1 - 5990	急傾斜地の崩壊
上 鶴	II - 1 - 5943	急傾斜地の崩壊	柳 - 3	II - 1 - 5991	急傾斜地の崩壊
上鶴 - 新①	II - 1 - 5943 - 新①	急傾斜地の崩壊	古 野 南	II - 1 - 5993	急傾斜地の崩壊
中入 - 新①	II - 1 - 5944 - 新①	急傾斜地の崩壊	古 野	II - 1 - 5994	急傾斜地の崩壊
中入 - 新②	II - 1 - 5944 - 新②	急傾斜地の崩壊	中 野	II - 1 - 5995	急傾斜地の崩壊
中入 - 新③	II - 1 - 5944 - 新③	急傾斜地の崩壊	小 椎 葉	II - 1 - 5996	急傾斜地の崩壊
打 越	II - 1 - 5948	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1	II - 1 - 5997	急傾斜地の崩壊
横平 - 2	II - 1 - 5979	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1 - 新①	II - 1 - 5997 - 新①	急傾斜地の崩壊
横平 - 3	II - 1 - 5980	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 1 - 新②	II - 1 - 5997 - 新②	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3	II - 1 - 5981	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2	II - 1 - 5998	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新①	II - 1 - 5981 - 新①	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新①	II - 1 - 5998 - 新①	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新②	II - 1 - 5981 - 新②	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新②	II - 1 - 5998 - 新②	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新③	II - 1 - 5981 - 新③	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新③	II - 1 - 5998 - 新③	急傾斜地の崩壊
河之口 - 3 - 新④	II - 1 - 5981 - 新④	急傾斜地の崩壊	大椎葉 - 2 - 新④	II - 1 - 5998 - 新④	急傾斜地の崩壊
横平 - 4	II - 1 - 5982	急傾斜地の崩壊	柏 葉	II - 1 - 5999	急傾斜地の崩壊
尾 吐	II - 1 - 5983	急傾斜地の崩壊	岩井谷 (尾)	II - 1 - 6000	急傾斜地の崩壊

八重)

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 767号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市佐土 原町下田島 9850番地 宮崎中央農 業協同組合 佐土原支店 内	宮崎中央農 業協同組合	宮崎市佐土 原町下田島 9875-3 宮崎中央農 業協同組合 佐土原支店 内	宮崎中央農 業協同組合	平成27年 11月13日
東諸県郡国 富町大字木 脇1103-1 宮崎中央 農業協同組 合木脇支店 内		東諸県郡国 富町大字木 脇1236 宮 崎中央農業 協同組合木 脇支店内		
宮崎市日ノ 出町95番1 宮崎シー サイドモー タースクー ル	宮崎梅田学 園株式会社	宮崎市日ノ 出町95番1	宮崎梅田学 園株式会社	平成27年 11月17日
宮崎市大字 熊野2206- 1 県総合 運動公園内	公益財団法 人宮崎県ス ポーツ施設 協会	宮崎市大字 熊野1443- 12 宮崎県 総合運動公 園受付・案 内所	公益財団法 人宮崎県ス ポーツ施設 協会	平成27年 11月27日

公 告

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

平成27年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

二級建築士（合格者20名）

合格番号	受験番号
27-1	8F-10076R
27-2	8F-10119Y
27-3	8F-10149L
27-4	8F-10150M
27-5	8F-10247L
27-6	8F-10275L
27-7	8F-10318M
27-8	8F-10402M
27-9	8F-10417N
27-10	8F-10488P
27-11	8F-10515N
27-12	8F-10714Y
27-13	8F-20139M
27-14	8F-20165K
27-15	8F-20182N
27-16	8F-20199Y
27-17	8F-20307M
27-18	8F-20331R
27-19	8F-20364N
27-20	8F-20407P

木造建築士（合格者1名）

27-1	8F-30025P
------	-----------

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成27年12月10日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 心臓超音波診断装置 一式（設置に必要な工事を含む。）</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成28年 3 月18日</p> <p>(4) 納入場所 県立延岡病院超音波検査センター</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。</p> <p>イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。</p> <p>なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。</p> <p>カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成27年12月16日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路 2 丁目 1 - 10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181</p> <p>(2) 期間 平成27年12月10日から平成27年12月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当</p>	<p>(2) 期間 平成27年12月10日から平成27年12月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 提出期限 平成27年12月21日午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 県立延岡病院 2 階会議室</p> <p>(2) 日時 平成27年12月22日午後 1 時15分</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路 2 丁目 1 - 10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181</p> <p>11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cardiovascular Ultrasound System Iset</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 21 December, 2015</p> <p>(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6181</p>
--	--